

（第60号議案）

中野区特別区税条例の一部を改正する条例（案）の概要

地方税法の改正等に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」という。）を次のように改正する。

1 公示送達制度の見直し

区税における公示送達について、インターネットを用いる方法による公示送達も行うこととするとともに、送達すべき書類の名称に代えて、送達すべき書類を特定するために必要な情報を公示事項とする。

＜地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行＞

【条例第6条】

2 特別区民税における特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が特定親族（当該納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者を除く。）で、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下であるもの）を有する場合に、所得控除として、次のとおり特定親族特別控除額を控除する。

特定親族の前年の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

＜令和8年1月1日施行。令和8年度課税から適用＞

【条例第17条、第23条、第24条の2、第24条の3】

3 軽自動車税の種別割における身体障害者等に対する減免手続の改正

身体障害者等に対する種別割の減免の申請において、運転免許証の提示を要するところ、運転免許証の提示又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード（いわゆる「マイナ免許証」）の提示等を要することとする。

＜公布の日施行＞

【条例第46条の2】

4 特別区たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直し

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

なお、この改正は、激変緩和措置として、令和8年4月1日と同年10月1日の2段階で行う。

＜令和8年4月1日・同年10月1日施行＞

【条例付則第7条の2】

中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 総則 第1節 (略) 第2節 賦課徴収 第5条～第5条の7 (略) (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を中野区公告式条例(昭和29年中野区条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> 第7条～第8条の2 (略) 第2章 普通税 第1節 特別区民税 第9条～第14条 (略) (所得割の課税標準) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5・6 (略) 第16条 (略) (所得控除) 第17条 <u>所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000、</u>	目次 (略) 第1章 総則 第1節 (略) 第2節 賦課徴収 第5条～第5条の7 (略) (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、中野区公告式条例(昭和29年中野区条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> 第7条～第8条の2 (略) 第2章 普通税 第1節 特別区民税 第9条～第14条 (略) (所得割の課税標準) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5・6 (略) 第16条 (略) (所得控除) 第17条 <u>所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定し</u>

000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第18条～第22条　（略） （区民税の申告） 第23条　第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8　（略） 第24条　（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	た総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第18条～第22条　（略） （区民税の申告） 第23条　第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8　（略） 第24条　（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
---	--

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略) 2～5 (略) 第25条～第36条 (略) 第2節 (略) 第3節 軽自動車税 第37条・第38条 (略) (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ～ニ (略) ホ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車(以下「特定小型原動機付自転車」という。))を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) 2 (略) 第40条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道	(4) (略) 2～5 (略) 第25条～第36条 (略) 第2節 (略) 第3節 軽自動車税 第37条・第38条 (略) (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ～ニ (略) ホ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) 2 (略) 第40条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道
---	---

路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者については、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示することを要しないものとする。

3 前項本文の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第１項第２号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当

路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第１項第２号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当

該書類の提出)をするとともに、規則で定める申請書を提出しなければならない。

5 (略)

第4節～第6節 (略)

第3章 目的税

第65条～第69条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務)

第70条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

第71条・第72条 (略)

付 則

第1条～第7条 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第7条の2 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは

該書類の提出)をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

4 (略)

第4節～第6節 (略)

第3章 目的税

第65条～第69条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務)

第70条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

第71条・第72条 (略)

付 則

第1条～第7条 (略)

消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第４７条第１号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第４８条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第４９条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第４７条第１号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)</u>のうち、次に掲げるものについては、<u>同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)</u>と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(<u>同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)</u>であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの 第8条～第14条の4 (略) 第15条 削除 第16条～第18条 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) <u>第17条、第23条第1項ただし書、第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日</u> (2) <u>付則第7条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日</u> (3) <u>第6条及び第15条第4項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律</u>	第8条～第14条の4 (略) <u>(公益法人等に係る区民税の課税の特例)</u> 第15条 当分の間、<u>租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(<u>同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、<u>令附則第3条の2の3に定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。 第16条～第18条 (略)
--	--

(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 付則第15条の改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の中野区特別区税条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の区民税について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の中野区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した

旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、中野区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第7条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 中野区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第7条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第7条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。